

# 機体認証申請の提出書類を 判別する簡易フロー図

---

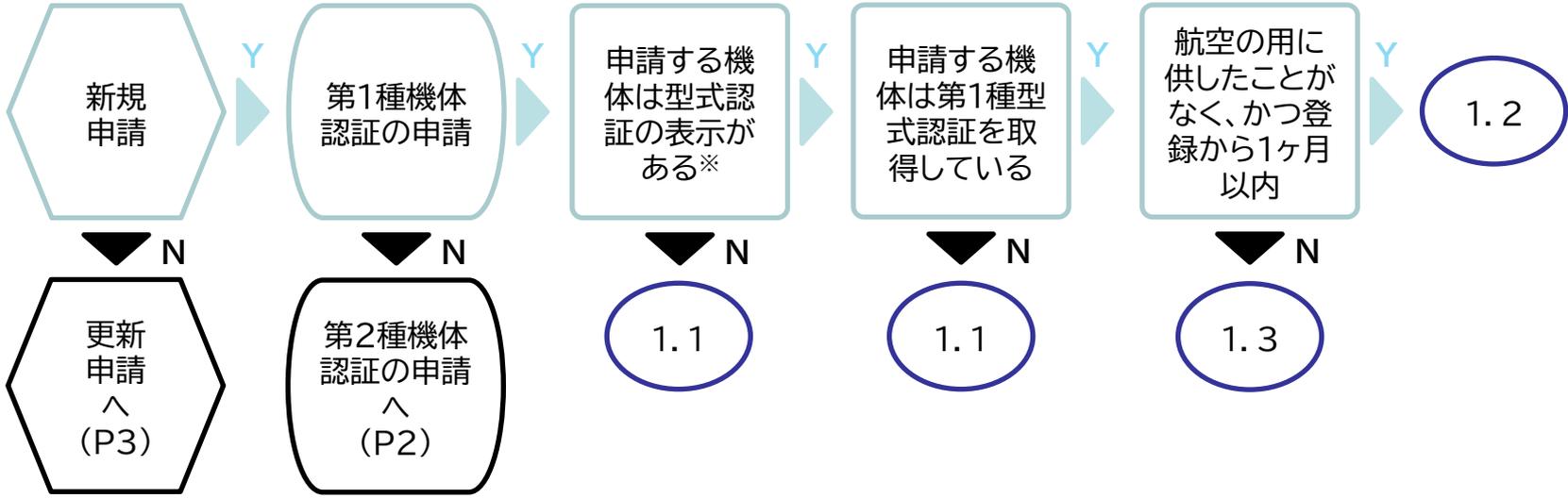
本資料は参考資料です

申請の際には、機体認証制度の関連通達・告示  
に関する各種資料を必ず確認してください

# 機体認証申請の提出書類区分フロー図

YES ▶ NO ▶

提出書類区分の番号 **X.X**

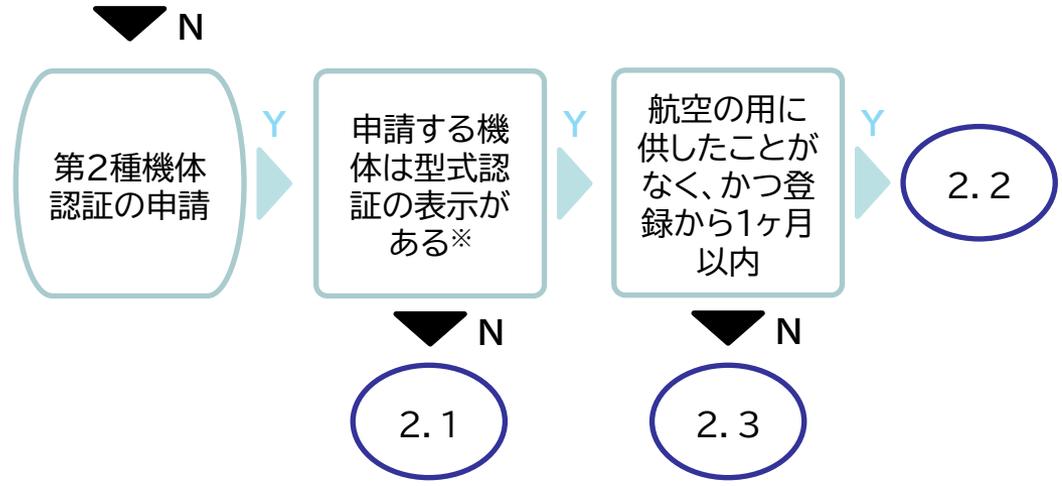


※型式認証を取得しているモデルであっても、当該モデルが型式認証を取得する前に出荷された機体は型式認証未取得機となります。お手元の機体が型式認証を取得しているかどうかは、機体に型式認証の表示があるかどうかをご確認ください。(型式認証の表示の詳細については、機体メーカーにご確認ください。)

YES ► NO ►

提出書類区分の番号

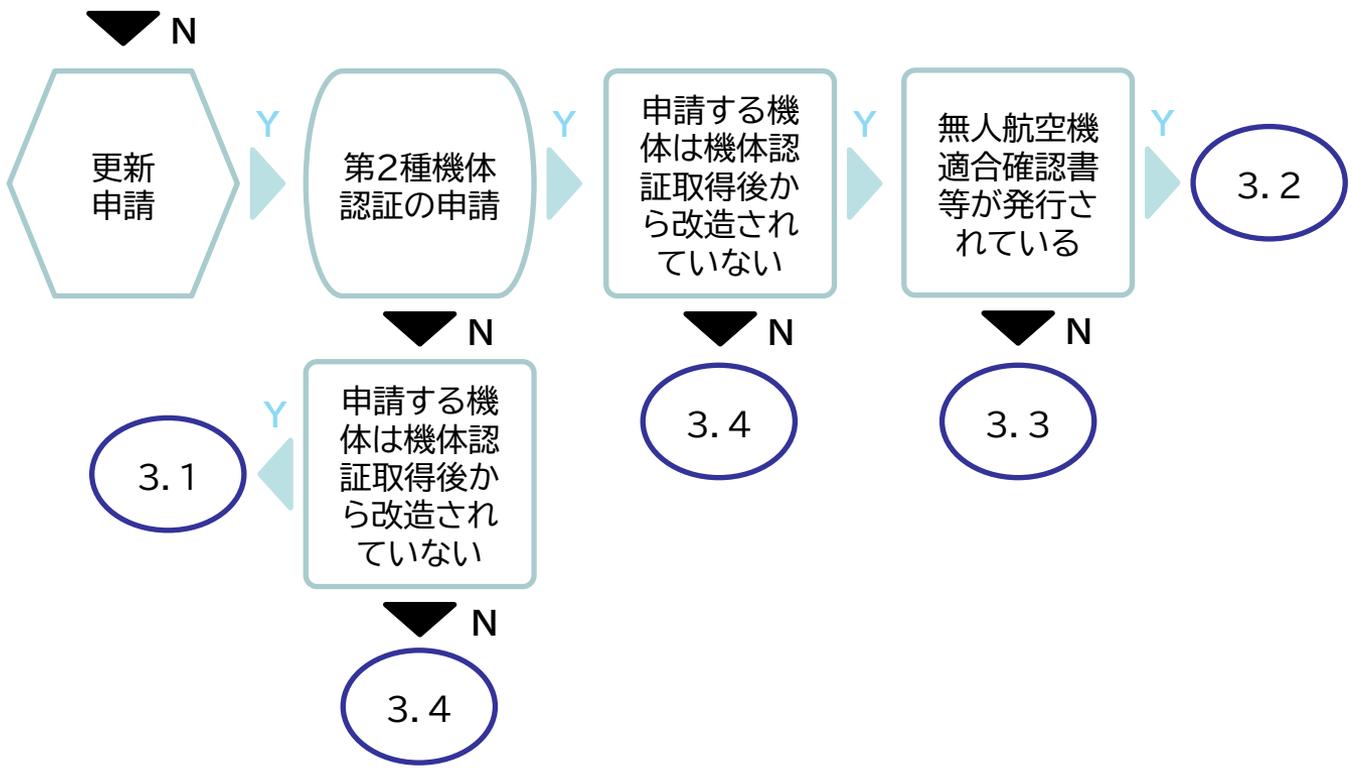
X. X



※型式認証を取得しているモデルであっても、当該モデルが型式認証を取得する前に出荷された機体は型式認証未取得機となります。お手元の機体が型式認証を取得しているかどうかは、機体に型式認証の表示があるかどうかをご確認ください。(型式認証の表示の詳細については、機体メーカーにご確認ください。)

YES ► NO ►

提出書類区分の番号 **X. X**



# 提出書類区分 <第1種機体認証 新規申請>

番号	認証の有無	機体の区分	必要書類	提出の時期	検査機関	申請区分の項目 (通達「無人航空機の検査に関する一般方針」参照)
				(記載がないものは申請時)		
1.1	型式認証 未取得 または 第2種型式認証 有	新品 または 中古	・設計計画書	設計の初期	国	6-1(1)
			・設計書 ・設計図面 ・部品表 ・製造計画書	製造着手前		
			・無人航空機飛行規程 ・無人航空機整備手順書 ・整備改造の記録及び総飛行時間 ・重量及び重心位置に関する書類 ・無人航空機適合確認書等(中古に限る)	現状検査実施前		
1.2	第1種型式認証 有	新品	・型式認証の表示を写した写真(鮮明かつ1ヶ月以内に撮影されたものであること。)		国	6-1(3)
1.3		中古	・無人航空機飛行規程 ・整備改造の記録及び総飛行時間 ・重量及び重心位置に関する書類 ・無人航空機適合確認書* ・無人航空機現状報告書  * 機体の設計者等が機体認証の検査前に点検整備を行った場合は、提出が必要。		国	6-1(2)

整備改造の記録及び総飛行時間： 飛行記録、日常点検記録、点検整備記録等が記載された書類  
 重量及び重心位置に関する書類： 機体の自重及び重心位置、装備品等の名称・重量及び重心位置、燃料タンクの使用可能量及び重心位置(発動機装備機に限る)等が記載された書類  
 無人航空機適合確認書等： 機体の設計者等が、機体認証の検査前に点検整備を行い、機体の健全性の確認がなされた証として発行した検査合格書等

# 提出書類区分 <第2種機体認証 新規申請>

番号	認証の有無	機体の区分	必要書類		検査機関	申請区分の項目 (通達「無人航空機の検査に関する一般方針」参照)
				提出の時期 (記載がないものは申請時)		
2.1	型式認証 未取得	新品 または 中古	・設計計画書	設計の初期	国	6-1(1)
			・設計書 ・設計図面 ・部品表 ・製造計画書	製造着手前		
			・無人航空機飛行規程 ・無人航空機整備手順書 ・整備改造の記録及び総飛行時間 ・重量及び重心位置に関する書類 ・無人航空機適合確認書等(中古に限る)	現状検査実施前		
2.2	第1種型式認証 有 または 第2種型式認証 有	新品	・機体の登録記号及び型式認証の表示を写した1枚の写真 (登録記号が表示の近傍にない場合は、登録記号を記載した付箋等 を表示の近傍に貼付して撮影し、1枚の写真とすること。また、鮮明か つ1ヶ月以内に撮影されたものであること。)		原則、登録検査機関	6-1(5)
2.3		中古	・無人航空機飛行規程 ・整備改造の記録及び総飛行時間 ・重量及び重心位置に関する書類 ・無人航空機適合確認書等** ・無人航空機現状報告書  ** 機体の設計者等が機体認証の検査前に点検整備を行った場合は、提出が必要。当該書類の提出があれば、現状検査のうち実地検査を省略(書類検査のみ)。	原則、登録検査機関	無人航空機適合確認書等 有 6-1(4) 無 6-1(2)	

整備改造の記録及び総飛行時間： 飛行記録、日常点検記録、点検整備記録等が記載された書類  
 重量及び重心位置に関する書類： 機体の自重及び重心位置、装備品等の名称・重量及び重心位置、燃料タンクの使用可能量及び重心位置(発動機装備機に限る)等が記載された書類  
 無人航空機適合確認書等： 機体の設計者等が、機体認証の検査前に点検整備を行い、機体の健全性の確認がなされた証として発行した検査合格書等

# 提出書類区分 <更新申請>

番号	認証の有無	機体の区分	必要書類	検査機関	申請区分の項目 (通達「無人航空機の検査に関する一般方針」参照)
3.1	第1種機体認証 有	機体認証取得後から改造されていない機体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無人航空機飛行規程</li> <li>・整備改造の記録(日常点検記録を含む)及び総飛行時間</li> <li>・重量及び重心位置に関する書類</li> <li>・無人航空機適合確認書等</li> <li>・無人航空機現状報告書</li> <li>・型式認証の変更承認を受けた形態に変更した場合はその作業記録</li> </ul>	国	6-2(1)
3.2	第2種機体認証 有	機体認証取得後から改造されていない機体(無人航空機適合確認書等有)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無人航空機飛行規程</li> <li>・整備改造の記録(日常点検記録を除く)及び総飛行時間</li> <li>・重量及び重心位置に関する書類</li> <li>・無人航空機適合確認書等</li> <li>・無人航空機現状報告書</li> <li>・型式認証の変更承認を受けた形態に変更した場合はその作業記録</li> </ul>	原則、登録検査機関	6-2(2)
3.3		機体認証取得後から改造されていない機体(上記以外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無人航空機飛行規程</li> <li>・整備改造の記録(日常点検記録を除く)及び総飛行時間</li> <li>・重量及び重心位置に関する書類</li> <li>・無人航空機現状報告書</li> <li>・型式認証の変更承認を受けた形態に変更した場合はその作業記録</li> </ul>	原則、登録検査機関	6-2(1)
3.4	第1種機体認証 有 または 第2種機体認証 有	機体認証取得後から改造された機体	型式認証未取得の機体が新規申請をする場合に準ずる	国	6-2(3)

整備改造の記録及び総飛行時間： 飛行記録、日常点検記録、点検整備記録等が記載された書類

重量及び重心位置に関する書類： 機体の自重及び重心位置、装備品等の名称・重量及び重心位置、燃料タンクの使用可能量及び重心位置(発動機装備機に限る)等が記載された書類

無人航空機適合確認書等： 機体の設計者等が、機体認証の検査前に点検整備を行い、機体の健全性の確認がなされた証として発行した検査合格書等